（略）	（略）
熱交換器	1　（略） 2　その他認定に係る熱交換器の検査に必要な設備
縦軸推進装置	1　プロペラの項に定める設備 2　中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の項に定める設備 3　その他認定に係る縦軸推進装置の検査に必要な設備
船尾軸封装置	1　材料試験に必要な次の設備 イ　粘度計、ゴム硬度計、引張り試験機その他ゴムパウンドの検査に必要な設備 ロ　万能試験機、衝撃試験機、硬度計その他機械試験に必要な設備 ハ　金属組織の検査に必要な設備 ニ　定量分析装置 ホ　鋳物砂の試験に必要な設備 2　水圧試験に必要な設備 3　その他認定に係る船尾軸封装置の検査のために必要な設備
（略）	（略）
遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は定周波装置	1　（略） 2　その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤、制御器又は定周波装置の検査に必要な設備

別表第三（第21条関係）

区　分	設　備
（略）	（略）
内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービン又は排気タービン過給機	1～3　（略） 4　その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービン又は排気タービン過給機について整備規程に従い整備を行うために必要な設備
（略）	（略）

（略）	（略）
内燃機関の油冷却器若しくは水冷却器又は排気タービン過給機の空気冷却器	1　（略） 2　その他認定に係る内燃機関の油冷却器若しくは水冷却器又は排気タービン過給機の空気冷却器の検査に必要な設備
縦軸推進装置	1　プロペラの項に定める設備 2　中間軸、逆転機軸、スラスト軸又はプロペラ軸の項に定める設備 3　その他認定に係る縦軸推進装置の検査に必要な設備
（略）	（略）
遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤又は制御器	1　（略） 2　その他認定に係る遠隔制御装置の制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変圧器、配電盤又は制御器の検査に必要な設備

別表第三（第21条関係）

区　分	設　備
（略）	（略）
内燃機関、船内外機、船外機又はガスタービン	1～3　（略） 4　その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機又はガスタービンについて整備規程に従い整備を行うために必要な設備
（略）	（略）